

# 地震防災マニュアル (乗務員用)

「東海」・「東南海・南海」地震は、  
今、起きてても不思議ではありません！

平成24年11月  
三重名鉄タクシー株式会社

平成26年5月改正

はじめに

「地震列島」と言われるほど、日本は地震の多い国です。近年を振り返ってみても、日本各地で大きな地震が続発しています。人命や家屋等に甚大な被害を受け、現在も復旧努力が続けられている地域も少なくありません。

この東海地方に関しても、「東海」・「東南海・南海」地震の発生が確実視されています。

本ガイドブックは、これら「東海地震」、「東南海・南海地震」をよく理解し、事前に取り組む対策及び災害発生時の基本的な行動内容をまとめたものです。

全乗務員は、本ガイドブックを日頃から熟読し災害に備えて下さい。

なお、本ガイドブックは、大地震発生＝震災時を前提にしています。普段の地震については、配車センター、営業所の指示に従って行動して下さい。

### <確認しておいてほしい重要事項>

1) 大震災が起きた時に、本ガイドブックがどこまで役に立つかは不明です。きっとガイドブックどおりには行動できないでしょう。しかし、日頃から地震防災の知識を吸収して理解を深めておくと、地震発生後、従業員各自が現実的な対応をする時に必ず効果が発揮されるはずです。

2) 地震防災で最も大事なことは、「人命安全の確保」と「二次災害の防止」です。  
自分自身は勿論、お客様を守ることも考えなければなりません。

3) 自分の安全は、自分で守るとするのが、防災対策の基本です。  
自分で、自分自身や財産を守ることは災害に対する基本的な行動であり、その行動を「自助(じじょ)」と呼びます。当社の事業継続には、「自助」の対策が不可欠です。「自助」を基本とした地震対策によって、人命安全の確保、速やかな業務再開、ひいては会社の生き残りが図れるのです。

4) 震災時に当社の果たす役割は次のとおりです。

①従業員、顧客の安全      ②経済活動の維持      ③地域住民への貢献

まず第1に、当社自身の地震対策を推進して、従業員及びお客様の安全を確保することは勿論ですが、可能な限り業務を継続し、地域への支援、地域への貢献を果たしていくことが求められます。

## 「 目 次 」

1. 大地震発生直後の措置 -----	3
・災害伝言ダイヤル（171） -----	3
・緊急地震速報について -----	3
・緊急地震速報が発表された時及び大地震直後の対応 -----	3
・対応行動の流れ -----	4
2. 大震災発生後の就労について -----	5
3. タクシーの運行について -----	6

## 1. 大地震発生直後の措置

### 《災害伝言ダイヤル》

震災時は、配車センター、営業所、本社が被害に遭ったり、アクセスの集中により通信が繋がりにくくなります。このような時には、災害伝言ダイヤル（電話サービス）の活用が有効です。

また、家族間の「安否確認」も大切なことなので、家族全員で利用の仕方を確認しておきましょう。

#### ＜災害伝言ダイヤル（171）の利用方法＞

（NTT以外の通信事業者の電話からは一部利用できない場合がある）

（各項目ごとにガイダンスが流れるので、その指示に従って操作してください）

#### ○伝言の録音方法

- ① 171 にダイヤルする。
- ② 録音の場合 1番を押す。
- ③ 市内・市外にかかわらず、市外局番から登録する（自宅等）電話番号をダイヤルする。

#### ○伝言を聞く方法

- ① 171 にダイヤルする。
- ② 再生の場合 2番を押す。
- ③ 聞きたい相手の電話番号を市外局番からダイヤルする。

### 《緊急地震速報について》

緊急地震速報は、地震による強い揺れを数秒から数十秒前に事前に知らせるシステムで、平成19年10月1日から一般に提供が始まりました。

わずかな時間ですが、揺れ始めるまでに倒壊や落下物の危険を少しでも回避できれば被害を最小限に抑えることができます。

緊急地震速報は、携帯電話で手軽に入手（無料）できます。

### ◎緊急地震速報が発表された時及び大地震直後の対応

あわてずに、その情報を周囲に知らせるとともに、身の安全の確保を最優先に考えて行動することが大切です。落ちついて行動することが最も大事です。

#### （室内にいた場合）

- ・転倒、落下被害を防ぐため、危険物のない場所に移動したり、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・あわてて外へ飛び出してはいけない。
- ・無理に火を消そうとしてはいけない。

#### （自動車運転中の場合）

- ・急ブレーキ・急ハンドルは絶対禁物。
- ・ハンドルをしっかり押さえ、可能な限り方向性を保つ。
- ・ハザードランプを点灯し、緩やかに速度を落とす。

- ・路肩（安全な場所：倒壊や落下物のおそれのある場所を避ける）に寄せて、停車する。
- ・安全な場所に避難する場合は、エンジンを切り、車の鍵をつけたまま、窓ガラスは閉じ、ロックしないでドアを閉め、車から離れる。
- ・海岸線を走行している場合は、揺れがおさまるのを待って、内陸部へ速やかに移動する。

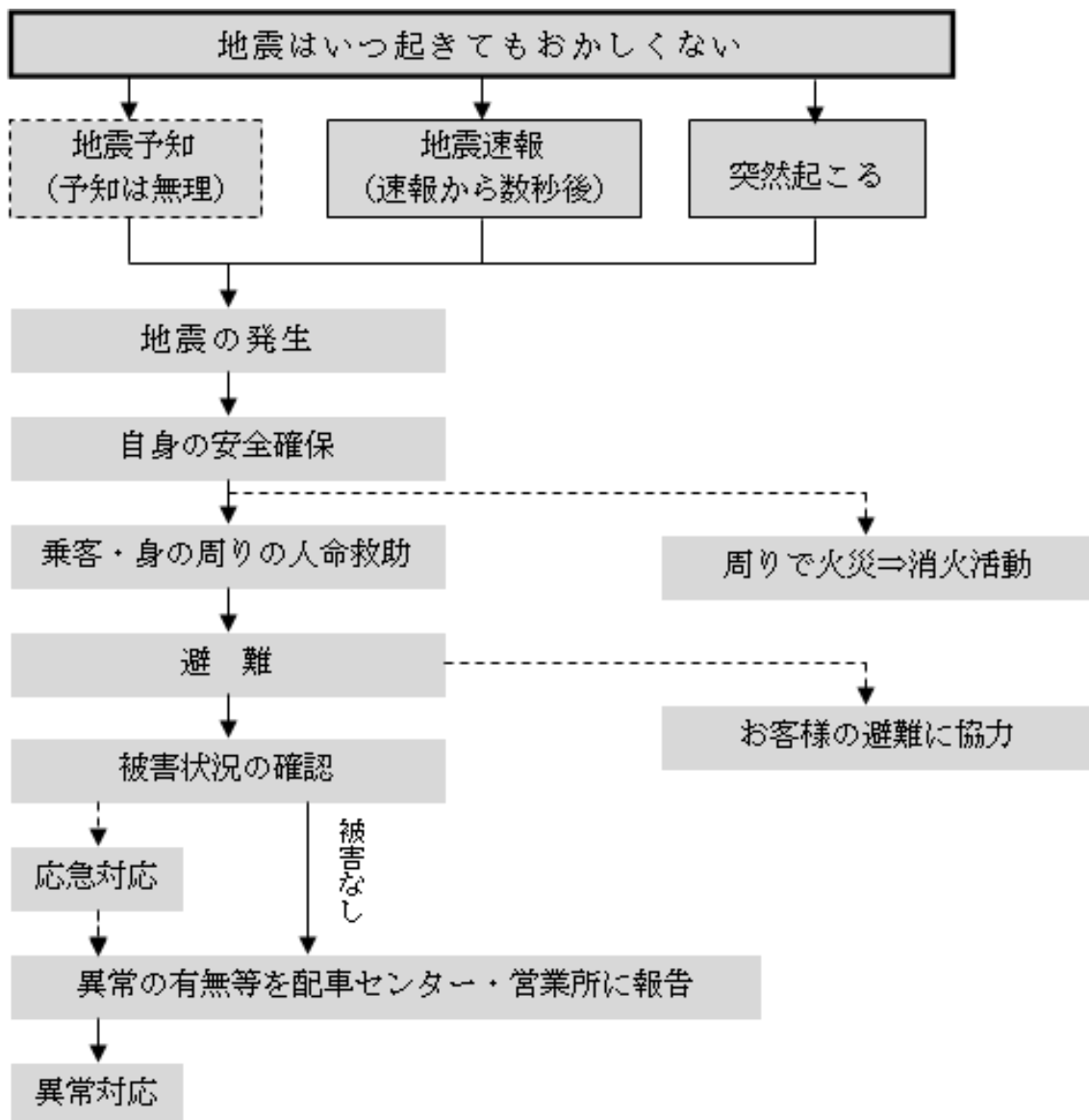
（人が大勢いる施設にいた場合）

- ・係員の指示に従う。
- ・あわてて出口に走り出さない。勝手に外へ出ない。

（外にいた場合）

- ・塀、柱、看板等の倒壊等に注意する。
- ・看板やガラス等の落下物に注意する。
- ・丈夫な建物があれば中に避難する。

《対応行動の流れ》



### ① 身の安全確保

従業員は、それぞれ前ページの行動をとり、まず自身の安全を守ることを第一に考えて行動する。

### ② 自身の周りの人命救助

自身の安全を確保した上で、周りの方の安全の確保にも努める。お客様は勿論、自分の周りに救助が必要な方がいたり、付近で火災が発生していたら、救助、消火活動に参加して下さい。

### ③ 避難

\*海岸線を走行している場合は、揺れがおさまるのを待って、内陸部へ速やかに移動して下さい。

\*安全な場所に避難する場合には、塀、柱、看板等の倒壊や看板やガラス等の落下物に注意して下さい。

### ④ 被害状況の確認

次の内容を直ちに確認後、配車センター及び営業所、本社等へ報告し、以後の指示を受けて下さい。なお、待機場にいる乗務員は、待機場全体の状況を把握して報告して下さい。

◎従業員の状態…居場所、待機場にいる人数、氏名、負傷状況 等

◎車両の状態…車番、待機場にいる台数、損傷状態 等

◎待機場の損傷状況…待機は可能なのか

◎応急措置の内容

◎道路状況…走行、待機場の出入りは可能なのか

## 2. 大震災発生後の就労について

◎災害時における「従業員の就労」について「基本的な考え」を示します。震災時には、厳重な管理を行いますので、協力をお願いします。

タクシーは、公共交通機関であり、また震災時には、緊急、避難、生活物資・復旧資材等の災害輸送の需要も見込まれるので、地域への支援・貢献として、求められる災害輸送には全力で取り組みなければならないと考えています。

したがって、従業員は、災害が発生したときは、進んでその復旧業務に就くとともに、災害対策本部の指示を受けなければなりません。

### ① 勤務中に、大地震が発生した場合

…原則として、復旧業務に就くことを指示しますが、家族の安否が心配で帰宅を強く希望する者には、理由、居場所を明らかにさせた上で所属長が許可を判断します。

…帰宅の際に、他の従業員の安否確認を依頼する場合があります。

…帰宅が必要と判断される者については、居場所等を明らかにさせた上で、安全に帰宅させます。

### ② 勤務外に、大地震が発生した場合

…原則として、直ちに出勤して、復旧業務に就いて下さい。

…家族の安否確認等を優先したい者については、所属職場に連絡して、理由、居場所を明らかにした上で所属長が許可を判断します。

…付近の他の従業員の安否確認を依頼する場合があります。

- ③ 安否確認等で帰宅した者、または出勤しなかった者も、安否確認等ができ次第、直ちに出勤して復旧業務に就いて下さい。
- ④ 震災発生直後から復旧業務に就いた者については、家族の安否確認を行うため、復旧状況を見ながら、できるだけ早く、交代で一時帰宅させます。

### 3. タクシーの運行について

- ◎震災直後は、原則として、タクシーの運行は一旦中止する。被害状況が不明なうえ、余震にも警戒しなければなりません。実車中の車は、お客様の避難に協力して下さい。
  - ◎『災害情報』、『関係機関（自治体、警察等）との協議』、『道路状況』、『確保できる要員』等を勘案して、運行の実施、運行内容等を決定し、対策本部から指示をします。  
地震直後は、緊急、避難、救援物資輸送が優先されるので、それらの輸送の支援が想定されます。
  - ◎運行を行う場合は、出発する前に行先を詳しくお聞きし、できる限り、配車センターや他の乗務員に伝え、居場所を明らかにして下さい。非常時においては、従業員の管理を厳重に行います。
  - ◎運行を行う場合でも、東京、大阪方面などの遠距離はお断りして下さい。震災時に不慣れな地域に向かうことは、安全性が確保できません。
- ★東海地震対策大綱には、「タクシー」の対応について具体的な記載はありませんが、『道路』に関して次のとおり記載されています。

警戒宣言時は、強化地域内への流入を極力制限し、インターチェンジからの流入についても制限を行う。強化地域内の道路では走行を極力抑制し、避難路及び緊急輸送路では、走行を禁止又は制限する。また、東海地震に関する情報提供、車両の走行自粛の呼び掛け等を実施するとともに、発災後の緊急輸送、応急復旧活動が円滑に行われるよう、道路状況の確認を実施する。

★この内容から、警戒宣言発令後は、通常の営業はできなくなると考えておくべきです。

### ～まとめ～

- ★いつ大地震が起きてもおかしくない状態にある。
- ★三重県も、「地震防災対策強化地域」に指定されており、大きな被害そして混乱が想定される。



- ① 事前に地震防災対策を実施しておくこと
- ② 発生時及び発生後にとるべき行動について、一人ひとりが理解しておくことが重要になります。

以上

## 地震災害対策組織図

### 災害対策本部（本社）

**本部長**      社長  
**副本部長**    取締役営業部長

担当	責任者 担当者	任務
統括・ 広報班	取締役総務部長	・災害情報の入手    ・被害情報の管理    ・各班との調整 ・関係機関との連絡    ・マスコミ対応
運行班	取締役営業部長	・運行計画、指示    ・燃料情報の入手と指示 ・乗客等に対する情報の伝達
人事班	取締役総務部長	・従業員の安否確認    ・帰宅者管理 ・従業員の動員
現地 支援班	取締役営業部長 ・各営業所長	・乗客の避難誘導 ・現地への備蓄品の配給等（乗客・従業員） ・地域との協力
総務班	取締役総務部長 ・総務部員	・備蓄品の管理                      ・非常持ち出し品の管理 ・重要書類の保全                  ・保健衛生 ・災害に関する記録              ・復旧実施事項の記録
経理班	取締役総務部長 ・総務部員	・災害に伴う出納業務 ・修繕、復旧に関する資金調整
設備班	取締役営業部長 ・各営業所長	・施設、車両の点検    ・施設、車両の応急処置 ・施設内の耐震補強    ・復旧資材の調達
救護班	取締役営業部長 ・各営業所長	・負傷者の救護及び応急措置    ・負傷者の搬送 ・医療機関との連絡    ・乗客の避難誘導    ・盗難防止
消防班	取締役営業部長 ・各営業所長	・消防対策（消防用設備等の点検等） ・初期消火
顧客班	取締役営業部長 ・各営業所長	・取引先との連絡調整

